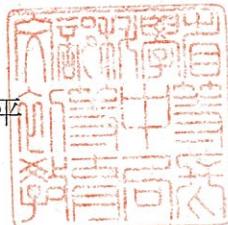


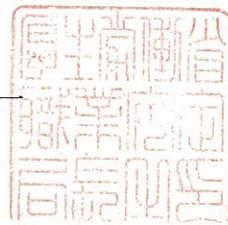
25 文科初第 1426 号  
職発 0327 第 3 号  
平成 26 年 3 月 27 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
前川 喜平



厚生労働省職業安定局長  
岡崎 淳一



平成 27 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦  
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 25 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るために、平成 26 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性、能力等を中心としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、「新規学校卒業者の採用に関する指針」及び「青少年の雇用機会の確保等に関する事業主が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育

学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。) 及び新規高等学校卒業者(新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。)に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところあります。

我が国の景気動向を鑑みると、平成26年度の新規学卒者をめぐる就職環境についても、引き続き予断を許さない状況になることが予想され、仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないと深刻な問題を引き起こしかねません。厳しい経済情勢の中ではありますが、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成27年3月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いいたします。

## 記

### 第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等 1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成27年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成26年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)、島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

(2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成26年9月5日(沖縄県については平成26年8月30日)以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成26年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

### 2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認(求人票への確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わ

なければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとすること。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成 26 年 6 月 20 日から開始するものとすること。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 26 年 7 月 1 日以降開始するものとすること。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 26 年 6 月 20 日から開始するものとすること。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 26 年 7 月 1 日から開始するものとすること。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成 26 年 7 月 1 日以降開始するものとすること。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 26 年 7 月 1 日以降に行うものとすること。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとすること。

### 3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 27 年 4 月 1 日以降とすること。

- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

### 4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

## 第 2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

### 1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は卒業年の前年の 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であって

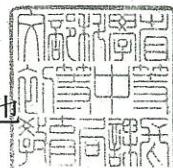
も、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から  
(4)の取扱いと同様であること。

- 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い  
新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

25 初児生第 56 号  
職派若発 0327 第 2 号  
平成 26 年 3 月 27 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
内藤 敏也



(印影印刷)

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部  
企画課若年者雇用対策室長  
牛島 聰  
(公印省略)

平成 28 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る  
日程等について

平素より新規学校卒業者の就職については、多大なるご協力をいただき  
厚く感謝申し上げます。

さて、平成 27 年 3 月卒業者に係る選考開始期日等については、平成 26  
年 3 月 27 日付 25 文科初発第 1426 号、職発 0327 第 3 号「平成 27 年 3 月新  
規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文  
書募集開始時期等について」により通知させていただいたところですが、  
一方、平成 28 年 3 月以降に卒業する大学生等の就職・採用活動時期が後ろ  
倒しがれることにより、企業における高校生の選考活動に影響を与えるこ  
とが懸念されることから、平成 28 年 3 月卒業者に係る選考開始時期等につ  
いても、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体  
連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生  
労働省において検討を行ったところです。

下記のような議論の結果、現時点においては、平成 27 年 3 月新規中学校・  
高等学校卒業者の就職に係る日程等（別紙参照）と同様とすることが  
適当であるとされ、併せて、そのことについて周知の徹底を図るべきであ  
るとされました。

つきましては、平成 27 年 3 月卒業者に係る日程等と同様に、平成 28 年  
3 月卒業者にかかる日程についても、貴団体の会員企業への周知について、

格別のご配慮をお願いいたします。

また、平成28年3月卒業者に限らず高校生の採用に関しては、公共職業安定所で相談することができますので、併せてその旨の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 大学生等の就職・採用活動時期の後ろ倒しにより、大学生等の選考時期が高校生の職場見学・選考時期と重なることから、企業における高校生の採用に一定の影響を与えると考えられる。
- 2 一方、公共職業安定所において企業に確認したところ、大学生等の選考開始時期の後ろ倒しに合わせて、高校生の選考時期も遅らせるべきと考えている事業所は多くない。
- 3 現在の高校生の日程については、夏休み期間中に職場見学を行い、保護者等とも相談して、じっくり応募先を検討できる日程となっており、学業への影響も少ないものとなっている。また、これを遅らせることとした場合の混乱も懸念される。
- 4 以上のことから、平成28年3月卒業者にかかる日程については、現状のとおりとすることが適当である。また、その周知については、企業が準備・検討する時間を確保する必要があることから、早期に行うべきである。
- 5 なお、平成28年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る日程等については、平成26年度末に、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省、厚生労働省において最終的に検討を行うものであるが、今後とも情報を収集するとともに、必要に応じ、対応策を検討する。

以上

# 高校生の就職活動のルーチン

高校生の職業紹介は、安定所と学校との連携により実施しており、国（厚労省、文科省）、高校（全国高等学校長協会）、主要経済団体（日本経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）の申し合わせにより、以下のとおり求人の手続きや応募のスケジュール等が厳格に定められている。

